

○内閣府令第二十二号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条及び第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第三十七項中「すべて」を「全て」に改め、「最終的に」を削る。

第八条の十七第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同項第九号中「並びに企業結合が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同項第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号

ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 主要な取得関連費用の内容及び金額

第八条の十七第二項中「第九号」を「第十号」に改め、同条第三項中「第一項第十号」を「第一項第十号」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前事業年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当事業年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

第八条の十八第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

第八条の二十第一項第三号中「から第五号まで及び第七号」を「、第四号及び第八号」に改める。

第八条の二十五第一項中「第九号及び第十号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第五十四条第二項中「第三十二条第一項第十二号」を「第三十二条第一項第十三号」に改める。

第九十五条の五の三第一項中「その他のこれらに準ずる権利」を「その他これらに準ずる権利」に改め

る。

様式第七号記載上の注意中7.を8.とし、6.の次に次のように加える。

7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当事業年度の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第二条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第二条第十二号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「属しない」を「帰属しない」に改める。

第十三条第一項第四号及び第五項中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第十五条の十二第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「並びに企業結合が行われた連結会計年度の翌連結会計年度以降において取

得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額」を削り、同号を同項第十一号とし、同項中第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 主要な取得関連費用の内容及び金額

第十五条の十二第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第三項中「第一項第十一号」を「第一項第十二号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 前連結会計年度に行われた企業結合に係る暫定的な会計処理の確定に伴い、当連結会計年度において取得原価の当初配分額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直しの内容及び金額を注記しなければならない。

第十五条の十四を次のように改める。

（共通支配下の取引等の注記）

第十五条の十四 当連結会計年度において共通支配下の取引等が行われた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 取引の概要

二 実施した会計処理の概要

三 子会社株式を追加取得した場合には、第十五条の十二第一項第三号、第四号及び第九号に掲げる事項

四 非支配株主（連結子会社の株主のうち連結会社以外の株主をいう。以下この号及び第八十八条第二項において同じ。）との取引に係る連結財務諸表提出会社の持分変動に関する事項（非支配株主との取引によつて増加又は減少した資本剰余金の主な変動要因及び金額をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、共通支配下の取引等に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができ。ただし、当連結会計年度における個々の共通支配下の取引等に重要性は乏しいが、当連結会計年度における複数の共通支配下の取引等全体に重要性がある場合には、同項各号に掲げる事項を当該共通支配下の取引等全体について注記しなければならない。

第四十二条及び第四十三条の四（見出しを含む。）中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。
第六十五条第二項中「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第三項中「税金等調整前当期純利益又は税金等調整

前当期純損失のうち少数株主持分に属する金額」を「当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額」に、「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主に帰属する当期純損失金額として記載しなければならない。

第六十九条の四中「少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失」を「当期純利益又は当期純損失」に改める。

第六十九条の七第一項中「少数株主損益調整前当期純利益金額又は少数株主損益調整前当期純損失金額」を「当期純利益金額又は当期純損失金額」に改め、同条第二項中「株主に属する金額及び少数株主に属する金額」を「株主に係る金額及び非支配株主に係る金額」に改める。

第七十一条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十二条第四項中「当期純利益金額又は」を「親会社株主に帰属する当期純利益金額又は親会社株主

に帰属する」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 非支配株主持分

第七十六条中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第八十八条第二項中「少数株主（連結子会社の株主のうち連結会社以外の株主をいう。）」を「非支配株主」に改める。

様式第四号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

様式第五号中	「少数株主損益調整前当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純損失）」	×××	×××
	少数株主利益（又は少数株主損失）」	×××	×××
	当期純利益（又は当期純損失）」	×××	×××

「当期純利益（又は当期純損失）」	×××	×××
非支配株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）」	×××	×××
親会社株主に帰属する当期純利益（又は非支配株主に帰属する当期純損失）」	×××	×××

に改める。

「非支配株主への配当金の支払額
連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の取得による支出
連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の売却による収入

△××××
△××××
△××××
××××
△××××
××××

に改める。

様式第八号中 「少数株主への配当金の支払額

△×××× △××××

「非支配株主への配当金の支払額
連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の取得による支出
連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の売却による収入

△××××
△××××
△××××
××××
△××××
××××

に改める。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の十中「第一項(第九号を除く。)、第二項及び第三項」を「第一項から第四項までの規定」に、
「同項第九号中「事業年度の翌事業年度以降」とあるのは「中間会計期間の末日後」と、同項第十号及び同条第四項」を「同項第十一号及び同条第五項」に、「同条第一項第十号及び第三項第一号」を「同号

及び同条第三項第一号」に改める。

第五十三条第一項中「その他のこれらに準ずる権利」を「その他これらに準ずる権利」に改める。

様式第六号中「当期純利益」を「中間純利益」に改め、同様式記載上の注意中6.を8.とし、5.の次に次のように加える。

6. 遡及適用及び修正再表示（以下6.において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

7. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第四条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第二条第九号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「属しない」を「帰属しない」に改める。

第十条第一項第四号及び第五項中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第十七条の四中「同条第一項（第十号を除く。）、第二項及び第三項」を「同条」に、「同項第十号中「連結会計年度の翌連結会計年度以降」とあるのは「中間連結会計期間の末日後」と、同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

第十七条の六中「財務諸表等規則第八条の二十（第三項を除く。）」を「連結財務諸表規則第十五条の十四」に、「事業年度」を「連結会計年度」に改める。

第四十四条及び第四十五条の四（見出しを含む。）中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第六十四条第三項中「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第四項中「税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失のうち少数株主持分に属する金額」を「中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額」に、「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 中間純利益金額又は中間純損失金額に中間純利益又は中間純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する中間純損失金額として記載しなければならない。

第七十条の四中「少数株主損益調整前中間純利益又は少数株主損益調整前中間純損失」を「中間純利益又は中間純損失」に改める。

第七十条の六第一項中「少数株主損益調整前中間純利益金額又は少数株主損益調整前中間純損失金額」を「中間純利益金額又は中間純損失金額」に改め、同条第二項中「株主に属する金額及び少数株主に属する金額」を「株主に係る金額及び非支配株主に係る金額」に改める。

第七十二条第一項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十三条第四項中「中間純利益金額又は」を「親会社株主に帰属する中間純利益金額又は親会社株主に帰属する」に改める。

第四章第五節の節名を次のように改める。

第五節 非支配株主持分

第七十七条中「少数株主等」を「非支配株主等」と改める。

第三條四号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」と改める。

「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）」		×××	×××
第三條四号中 少数株主利益（又は少数株主損失）		×××	×××
中間純利益（又は中間純損失）		×××	×××
		」	

「中間純利益（又は中間純損失）」 ×××

非支配株主に帰属する中間純利益
（又は非支配株主に帰属する中間
純損失）

×××

親会社株主に帰属する中間純利益
（又は親会社株主に帰属する中間
純損失）

×××

第三條四号中「少数株主損益調整前中間純利益（又は少数株主損益調整前中間純損失）」

×××

「中間純利益（又は中間純損失）」 ×××

主に係る」を「非支配株主に係る」と改める。

様式第4号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「中間純利益」を「親会社株主に帰属する中間純利益」に、「当期末残高」を「当中間期末残高」に改め、同様式記載上の注意5. 中「営業」を「事業」に改め、同記載上の注意中5. を7. とし、4. の次に次のように加える。

5. 遡及適用及び修正再表示（以下5.において「遡及適用等」という。）を行つた場合には、前中間連結会計期間の期首残高に対する累積的影響額及び遡及適用等の後の期首残高を区分表示すること。

6. 会計基準等に規定されている遡及適用に関する経過措置において、会計方針の変更による影響額を適用初年度の期首残高に加減することが定められている場合には、当中間連結会計期間の期首残高に対する影響額及び当該影響額の反映後の期首残高を区分表示すること。

連結範囲の中「少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××
「非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社		
株式の取得による支出	△×××	△×××
連結の範囲の変更を伴わない子会社		
株式の売却による収入	×××	×××

様式第八号中「少数株主への配当金の支払額

△××××

△××××

「非支配株主への配当金の支払額

△×××

△×××

連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の取得による支出

△×××

△×××

に改める。

連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の売却による収入

×××

×××

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第五条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一

部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同条に次の一項を加える。

3 四半期貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な処理の確定に伴い、当四半期会計期間に

おいて第一項第五号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額に重要な見直しがなされ
た場合には、当該見直し内容及び金額を注記しなければならない。

第十七条第一項第三号中「第十五条第一項第三号から第五号まで」を「第十五条第一項第三号及び第四

号」に改める。

第七十条の二第一項中「その他のこれらに準ずる権利」を「その他これらに準ずる権利」に改める。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第六条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、「属しない」を「帰属しない」に改める。

第二十条第一項第三号中「その内訳」を「対価の種類ごとの内訳」に改め、同条に次の一項を加える。

3 四半期連結貸借対照表日までに行われた企業結合に係る暫定的な処理の確定に伴い、当四半期連結会計期間において第一項第六号に掲げる発生したのれんの金額又は負ののれん発生益の金額に重要な見直しがなされた場合には、当該見直し内容及び金額を注記しなければならない。

第二十二条第一項第三号中「第二十条第一項第三号、第四号及び第六号」を「第二十条第一項第三号及び第四号」に改める。

第五十四条及び第五十八条(見出しを含む。)中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第七十七条第三項中「少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額

」を「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」に改め、同条第四項中「税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失のうち少数株主持分に属する金額」を「四半期純利益又は四半期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額」に、「少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額」を「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」に改め、同条第五項を次のように改める。

5 四半期純利益金額又は四半期純損失金額に四半期純利益又は四半期純損失のうち非支配株主持分に帰属する金額を加減した金額は、親会社株主に帰属する四半期純利益金額又は親会社株主に帰属する四半期純損失金額として記載しなければならない。

第八十三条の四中「少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失」を「四半期純利益又は四半期純損失」に改める。

第八十三条の六第一項中「少数株主損益調整前四半期純利益金額又は少数株主損益調整前四半期純損失金額」を「四半期純利益金額又は四半期純損失金額」に改め、同条第二項中「株主に属する金額及び少数株主に属する」を「株主に係る金額及び非支配株主に係る」に改める。

様式第二号中「~~少数株主~~」を「~~非支配株主~~」に改める。

「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」		×××	×××
「少数株主利益（又は少数株主損失）」		×××	×××
四半期純利益（又は四半期純損失）」		×××	×××

「四半期純利益（又は四半期純損失）」 ×××

非支配株主に帰属する四半期純利益（又は非支配株主に帰属する四半期純損失）」 ×××

親会社株主に帰属する四半期純利益（又は親会社株主に帰属する四半期純損失）」 ×××

「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」 ×××

「四半期純利益（又は四半期純損失）」 ×××

主に係る」や「非支配株主に係る」に定める。

「少数株主損益調整前四半期純利益（又は少数株主損益調整前四半期純損失）」 ×××

※ 繰上り	少数株主利益（又は少数株主損失）	×××	×××	※
	四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××	
				」
	「四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××	
	非支配株主に帰属する四半期純利益 （又は非支配株主に帰属する四半期 純損失）	×××	×××	
				」
	親会社株主に帰属する四半期純利益 （又は親会社株主に帰属する四半期 純損失）	×××	×××	
				」
	「少数株主損益調整前四半期純利益（又は ※ 繰上り 少数株主損益調整前四半期純損失）その 他の包括利益	×××	×××	
※	「四半期純利益（又は四半期純損失）	×××	×××	「少数株 主に係る」
」	その他の包括利益			」
	主に係る」			「非支配株主に係る」
	※ 繰上り 「少数株主への配当金の支払額	△×××	△×××	」
	「非支配株主への配当金の支払額	△×××	△×××	
	連結の範囲の変更を伴わない子会社			
※	株式の取得による支出	△×××	△×××	」

連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の売却による収入

× × ×

× × ×」

様式第六号中「少数株主への配当金の支払額

△ × × ×

△ × × ×」

「非支配株主への配当金の支払額

△ × × ×

△ × × ×

連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の取得による収入

△ × × ×

△ × × × に改める。

連結の範囲の変更を伴わない子会社
株式の売却による収入

× × ×

× × ×」

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正)

第七条 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条の十七第一項第十号」を「第八条の十七第一項第十一号」に、「第十五条の十二第一項第十一号」を「第十五条の十二第一項第十二号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表については、新財務諸表等規則の規定（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「財務諸表等規則」という。）様式第七号の改正規定に係る部分を除く。）を適用することができる。

2 前項の規定により財務諸表に初めて新財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該財務諸表に含まれる比較情報（新財務諸表等規則第六条に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第一条の規定による改正前の財務諸表等規則の規定を適用して作成するものとする。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条及

び附則第五条において「新連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度（以下この項において「当連結会計年度」という。）に係る連結財務諸表を最近連結会計年度に係る連結財務諸表として記載すべき有価証券届出書又は当連結会計年度に係る有価証券報告書に、当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表（金融商品取引法第五条第一項又は第二十四条第一項から第三項まで（新連結財務諸表規則第一条第一項に規定する指定法人についてこれらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出された有価証券届出書又は有価証券報告書に記載されていないものに限る。以下この項において同じ。）を記載する場合には、当該当連結会計年度の前連結会計年度に係る連結財務諸表については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「連結財務諸表規則」という。）第二条第十二号、第四十二条、第四十三条の四、第六十五条、第六十九条の四、第六十九条の七、第七十一条第一項、第七十二条第四項、第七十六条及び第八十八条第二項の改正規定並びに様式第四号から様式第八号までの改正規定に係る部分を除き、第二条

の規定による改正前の連結財務諸表規則（次項において「旧連結財務諸表規則」という。）の規定を適用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、連結財務諸表規則第十三条、第十五条の十二及び第十五条の十四の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することができる。この場合において、新連結財務諸表規則第十五条の十四第一項第四号中「非支配株主」とあるのは「少数株主」とし、当該連結財務諸表に含まれる比較情報（新連結財務諸表規則第八条の三に規定する比較情報をいう。）については、旧連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定については、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度において行われる企業結合（新連結財務諸表規則第二条第二十三号に規定する企業結合をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日以後に開始する連結会計年度の開始の日の前日までに行われる企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する連結会計年度の開始の日から平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年

度の開始の日の前日までに企業結合が行われる場合には、新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定を当該企業結合について適用することができる。

（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間財務諸表等規則」という。）の規定は、中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「中間財務諸表等規則」という。）様式第六号の改正規定（「（中略）」を「（中略）」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、平成二十七年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同日前に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する中間会計期間に係る中間財務諸表については、中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定（「（中略）」を「（中略）」に改める部分を除く。）に係る部分を除き、新中間財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により中間財務諸表に初めて新中間財務諸表等規則を適用する場合における当該中間財務諸表に含まれる比較情報（新中間財務諸表等規則第三条の二に規定する比較情報をいう。）については、前

項の規定にかかわらず、中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定（「中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定」を「中間財務諸表等規則様式第六号の改正規定」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、第三条の規定による改正前の中間財務諸表等規則の規定を適用して作成するものとする。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新中間連結財務諸表規則」という。）の規定は、中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項において「中間連結財務諸表規則」という。）様式第六号の改正規定（「中間連結財務諸表規則」を「中間連結財務諸表規則」に、「中間連結財務諸表規則」を「中間連結財務諸表規則」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、中間連結財務諸表規則第十条、第十七条の四及び第十七条の六の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表について適用することができ、この場合において、新中間連結財務諸表規則第十

七条の六において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十四の規定の適用については、同条第一項第四号中「非支配株主」とあるのは「少数株主」とし、当該中間連結財務諸表に含まれる比較情報（新中間連結財務諸表規則第四条の二に規定する比較情報をいう。）については、中間連結財務諸表規則様式第六号の改正規定（「~~非支配株主~~」を「~~少数株主~~」に、「~~株主~~」を「~~株主~~」に改める部分に限る。）に係る部分を除き、第四条の規定による改正前の中間連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、新中間連結財務諸表規則第十七条の四において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定については、平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間において行われる企業結合（新中間連結財務諸表規則第二条第二十号に規定する企業結合をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日の前日までに行われる企業結合については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日から平成二十七年四月一日以後に開始する中間連結会計期間の開始の日の前日までに企業結合が行われる場合には、新中間連結財務諸表規則第十七条の四において準用する新連結財務諸表規則第十五条の十二第四項の規定を当該企業結合について適用することができる。

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この条において「新四半期財務諸表等規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間及び四半期会計期間（以下この項において「四半期累計期間等」という。）に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。ただし、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に属する四半期累計期間等に係る四半期財務諸表については、新四半期財務諸表等規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により四半期財務諸表に初めて新四半期財務諸表等規則の規定を適用する場合における当該四半期財務諸表に含まれる比較情報（新四半期財務諸表等規則第四条の三に規定する比較情報をいう。）については、前項の規定にかかわらず、第五条の規定による改正前の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の規定を適用して作成するものとする。

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第七条 第六条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（次項に

において「新四半期連結財務諸表規則」という。）の規定は、平成二十七年四月一日以後に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間（以下この条において「四半期連結累計期間等」という。）に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係るものについては、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「四半期連結財務諸表規則」という。）第二十条及び第二十二条第三号の改正規定については、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する連結会計年度に属する四半期連結累計期間等に係る四半期連結財務諸表について適用することができる。この場合において、当該四半期連結財務諸表に含まれる比較情報（新四半期連結財務諸表規則第五条の三に規定する比較情報をいう。）については、第六条の規定による改正前の四半期連結財務諸表規則の規定を適用して作成するものとする。